

熊本市公報

第 1 4 6 0 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（第 37 号）	597
○熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則（第 38 号）	598
○熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（第 39 号）	599
○桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則を廃止する規則（第 40 号）	600

公 告

○富合町中心市街地土地区画整理組合の設立認可について（第 400 号）	601
---	-----

規 則

規 則 第 37 号

令和 4 年 5 月 19 日

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 62 年規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「、収容されている場合」の次に「、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

別表第 4 中「73,090 円」を「75,290 円」に、「36,500 円」を「37,600 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 4 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

規 則 第 38 号

令和 4 年 5 月 27 日

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 29 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の項及び旧熊本市民病院解体工事に関する専門家会議の項を削り、同表に次のように加える。

川尻地区観光プロモーション動画制作・発信業務受託事業者選考委員会	川尻地区観光プロモーション動画制作・発信業務に係る受託事業者の選考について審議する。	令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
唐人町通りの再整備に向けた社会実験及び修正設計業務受託事業者選考委員会	唐人町通りの再整備に向けた社会実験及び修正設計業務に係る受託事業者の選考について審議する。	令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 39 号

令和 4 年 6 月 7 日

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市都市公園条例施行規則（昭和 33 年規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

辛 島 公 園	辛島公園 芝生広場	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 まで	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	
	辛島公園 多目的広 場	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 まで	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	
花 畑 公 園	花畑公園 北側階段	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 まで	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

規 則 第 4 0 号

令和 4 年 6 月 7 日

桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則を廃止する規則

桜町地区・花畑地区における広場予定地の管理に関する規則（平成 2 7 年規則第 1 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

公 告

公告第400号

令和4年5月27日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、富合町中心市街地土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により公告する。

熊本市長 大西一史

1 組合の名称

富合町中心市街地土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和4年5月27日から令和10年3月31日まで

3 施行地区

熊本市南区富合町廻江字江端、廻江字裏田、廻江字外平の各一部、清藤宇平木の各一部

4 事務所の所在地

熊本市南区富合町廻江684番地

5 設立認可の年月日

令和4年5月27日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

事務所の掲示場

施行地区の属する市町村の事務所に掲示